

議会運営委員会報告書

平成28年9月15日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 尾川直行

平成28年9月15日に委員会を開催し、次のとおり協議したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 発議第11号 備前市議会申し合わせを遵守しない掛谷繁議員への問責決議について
- 2 第6回定例会（第10日目）の議事日程について

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	平成28年9月15日（木）		本会議散会后	
開議・閉議	午後3時27分	開会　～	午後3時48分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第6回定例会）の開催		
出席委員	委員長	尾川直行	副委員長	立川　茂
	委員	田原隆雄		田口健作
		掛谷　繁		守井秀龍
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠	副議長	橋本逸夫
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説 明 員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	議員	なし		
	報道関係	山陽新聞	読売新聞	
	一般傍聴	なし		
審 査 記 録	次のとおり			

午後3時27分 開会

○尾川委員長 ただいまの御出席は6名です。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

暫時休憩します。

午後3時27分 休憩

(掛谷委員除斥)

午後3時28分 再開

○尾川委員長 再開します。

まず、議員の問責決議について事務局から説明してください。

○石村議事係長 議員の問責決議ですが、あすの本会議で提出されるということでございます。

案文については、お手元に配付しているとおりでございます。

審査の方法については、あす予定されております議事を全て終了した後に、日程4で発議者からの提案説明、質疑の後、委員会付託を省略して、討論があれば、討論の後に採決してはと考えております。

○尾川委員長 本発議案について何か御意見がございませんか。

○守井委員 これはどういうことかなと思うが、この文面だけを見ると、議会申し合わせを遵守しないということで、監査委員である掛谷議員の問責決議ということですが、申し合わせを遵守しないというようなことは、以前監査委員で一般質問を行わないという申し合わせにも違反した方もおられるのではないかとということで、なぜ掛谷議員だけの問責決議かと。監査委員としたら、監査委員が今の時点で不在となることは大変混乱を招くというようなことで出さないというようなことでした。非常におかしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○尾川委員長 ほかの方の御意見を。

○田原委員 申し合わせを守っていない人というのは、私が監査委員をしていたときに、一般質問をするかしないかということだと私は推測するが、そのことであるなら、議員の研修会で、監査委員についても一般質問は問題ありませんということの中で、それではよろしいかというて私はやったわけです。それを申し合わせ違反の例にしているのかどうかはわかりませんが、ほかに何か申し合わせを破った議員がおられたのか。

○守井委員 これもそのような感じで、余り変わらないというふうに私は考えます。意見ですから。

○尾川委員長 ほかに御意見ありませんか。

○田原委員 先ほどの本会議で掛谷議員は出していると言うし、市長は受け取っていないと言う、そういうことでした。

それで、掛谷議員に来てもらって聞いてもいい、休憩にして。辞表は市長に出すものであって、どこへその辞表が行っているのか、その辺の経緯について事務局でわかれば教えてください。

い。掛谷議員の出している辞表がどこに行っているのか。市長のところに伝わっていないという。伝わっていないと言いながら、ああいうような答弁ですけど。

○草加議会事務局長 確認したわけではございませんので、確実な話ではありませんが、任命権者は市長でありますので、辞表の提出先は、備前市長宛てでございます。したがって、市長へ提出するものだと考えております。

橋本副議長のきょうの再質問の中でも、日付をあけた辞表を出したやにお聞きしたというくだりがありましたが、もしそうであれば、日にちが入っていないということで、正式な受理をしていないのかもわかりません。今私が言えるのはそれだけでございます。

○田原委員 そうということが仮にあったとしても、正式な辞表でないというふうに解釈するので、前回の議運でもこの論議があったと思う。それは議会側の不始末なのか、執行部側の不始末なのかということをはっきりすべきだということを前回かなり厳しく言ったはずです。休憩中で本人にも話をさせてもらったが、それにしてもケース・バイ・ケースだというような御意見もありました。その後各会派で話し合ったことを持ち寄って、それで最終結論にしましょうということで、その後何の話もできていないということから、こういうものが出たと推測されるわけです。問責決議だから、さっきみたいに賛成の人もおられるし、反対の人もおられるし、皆さんでよく検討されたらいいのではないのでしょうか。

とにかく行き先がわからないわけです、辞表の。

○草加議会事務局長 議会事務局ではお預かりしておりません。

○尾川委員長 ほかにはございませんか。

○田原委員 本人に確認すると、議会事務局に渡した、私はそれで役目が終わったと、こう御本人は言われるわけです。しかし、宛名は市長でしょう、市長というか、ルールの的にはあなたがどっかに持っていくのがルールじゃないですかというのが私の見解。それを議会に預けたら、もうわしの仕事は終わったということなのか、議長に渡したのかそれは知りませんが、提出先は市長なら市長のところを持っていくのがルールだ私は思うが、見解はいかがですか、事務局長。

○草加議会事務局長 そのようにするのが非常にわかりやすいのかと思います、直接お持ちになるのがわかりやすいかとは思いますが。

○尾川委員長 ほかには御意見。

○守井委員 同僚議員に対して問責決議が出るということのほうが、どちらかというと異常な状態だと私は思います。

そういった面から、それは議長の調整不足ではないかと思えます。私は、ぜひそこら辺をよく調整をしていただきたいと思えます。意見ですから。

○鶴川議長 大変失礼な言い方のように聞こえましたが、私は私なりに精いっぱい努力をし、皆さんの意見をお聞きするというので、再度申し上げますけれども、会派代表の方にお問い合わせをいたしましたところ、守井委員も会派の代表はそんなことはしないと、みずからのお口で言われた

そのことを受けて、掛谷議員も含めて会派のお三方が、それでは話が前に進まないの、皆さんを集めて、監査委員の推薦にどなたがいいかということで集まりました。あとは言いませんけれども、そうして、最終的に一任をいただいて、そして推薦をさせていただいたにもかかわらず、今そういうようなことを言われる真意はどこにあるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○守井委員 一言だけ補足をさせてもらいますが、欠席議員もおられました、おおむねの議員がいる中で、監査委員はどなたかという、希望があるお話があったときに、2人の名前が出たと思います。それ以降一切のお話はなかったと思います。そこで2名が出たのなら、その話をちゃんとするのが本来の議長の仕事ではないでしょうか。

もうあと私は結構です、言いませんから。

○鶴川議長 まず、2点今言われましたが、欠席された方には、私がこういうことをやりますからということをしっかりお伝えした上で欠席をされたので、全員に声をかけてこういったお話をしたということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○尾川委員長 いいですか、ほかは。

○田原委員 当時のことを振り返ってみて、どちらも譲らないという中で、あとは最終的には議長一任ということになったのではなかったか。私は最終的にはそういうことであの会は終わったと思う。これは議事録ありません、議会事務局が入ることではないということで、議会事務局は出席していませんが、そのときにはそういう結論になったと私は解釈しています。

○尾川委員長 ほかには御意見ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

休憩します。

午後3時40分 休憩

午後3時43分 再開

○尾川委員長 再開します。

それでは、本発議案は手続きが済んでいるということで、議会運営委員会としては、受け入れると、本会議に上程するというので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそういうことにします。

暫時休憩します。

午後3時43分 休憩

(掛谷委員復席)

午後3時44分 再開

○尾川委員長 再開します。

2番目の定例会10日目の議事日程について。

○石村議事係長 それでは、あすの議事日程について御説明申し上げます。

既に9月1日の議会運営委員会で御協議いただいているとおりですが、一般質問は、通告をお受けしている方の残る2名の方の一般質問が行われます。その後日程2で議案の質疑、委員会付託が行われます。報告第13号、第14号を除き、委員会付託が行われます。議案の質疑については、通告一覧表をおつけしておりますとおり、議案第88号について3名の方から、議案第112号について1名の方から通告をお受けしております。議案の順に質疑を行っていただきます。日程3の請願上程ですが、これは9月1日の議会運営委員会の際にも、付託先等が保留という形になっていましたが、その後紹介議員に確認をしたところ、請願の趣旨については、新築の移転も含めるということで都市計画事業だけの請願ではない、新築の移転も含めるというお話ではございましたが、前回の議会運営委員会では、総務産業委員会に付託ということで決定をいただいておりますので、今の段階では総務産業委員会への付託という形で御提案をしております。日程3は、紹介議員の川崎議員から請願の紹介をしていただきます。日程4については、発議第14号備前市議会申し合わせを遵守しない掛谷繁議員への問責決議ということで、最後の日程に追加をさせていただきます。

あすの日程については以上でございます。

○尾川委員長 2番目の定例会10日目の議事日程について、御意見等ありましたら。

○田原委員 請願第11号は、前回は総務産業委員会ということで、それはいいが、これが庁舎の移転問題に係る請願ということになるわけですが、あすも議会が終わった後、特別委員会があるわけですが、そこで方向性が決まった後でもこういう請願が出てくるわけだが、それは請願者にちゃんと伝えてくれているのか、事務局は受けるときに。

○石村議事係長 請願者にはお伝えしておりません。

○田原委員 紹介者には言っているのか。

○石村議事係長 紹介議員は、特別委員会の委員でもございますので、御理解をされているかと思えます。

○田原委員 せっかくの請願ですが、方向性が進んでいっている後の、後づけ請願なので、無礼のないように、失礼のないようによく請願趣旨というかその辺を提案者に誤解のないように対処していただきたいということを要望しておきます。

○尾川委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上をもちまして議会運営委員会を終わります。

御苦労さまでした。

午後3時48分 閉会